

## 船舶事故調査報告書

平成28年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年2月23日 09時00分ごろ
発生場所	宮城県気仙沼市只越漁港東方の岩礁 陸前椿島灯台から真方位266°6,390m付近 (概位 北緯38°55.9′ 東経141°38.6′)
事故の概要	漁船第一長新丸は、乗組員を岩礁に降ろす際、岩礁に乗り揚げた。 第一長新丸は、乗組員1人が負傷し、船首船底部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成28年4月6日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第一長新丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-43873（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（乗組員）
損傷	船首船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約1.0m、潮汐 下げ潮の末期、海面水温 約6～9℃
事故の経過	本船は、船長が操船し、海藻等の採捕の目的で、乗組員を船首の先端部に立たせた状態で岩礁に接近し、乗組員を岩礁に降ろす際、船尾から受けた波により、船体が船首方に押され、船首船底部が岩礁に乗り揚げた。 乗組員は、乗り揚げた衝撃で落水し、付近にいた僚船に救助されたが、肺炎等を負った。 船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していた。
分析	本船は、乗組員を岩礁に降ろす際、船尾から受けた波により、船体が船首方に押されたことから、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。 乗組員は、船首の先端部に立っていたことから、乗り揚げ時の衝撃で落水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、乗組員を岩礁に降ろす際、船尾から受けた波により、船体が船首方に押されたため、岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・岩礁に接近する際は、周囲の状況を確認して操船すること。</li><li>・うねりや波により船が動揺する場合、ハンドレールや舷縁につかまるなどして、安定した体勢を取ることが望ましい。</li></ul> |
|--|---|